

なくそう！ 部落差別

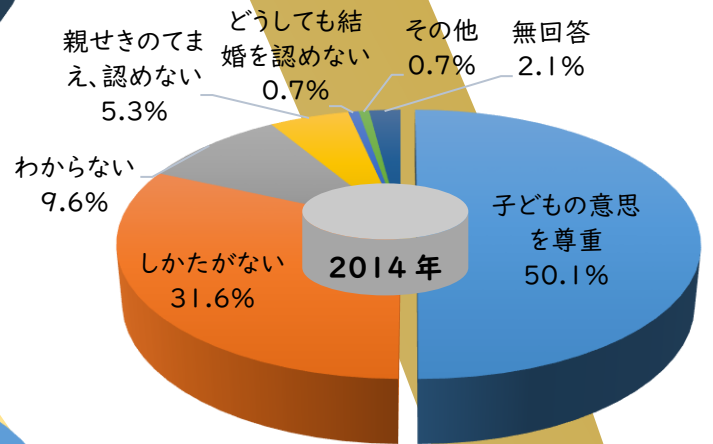
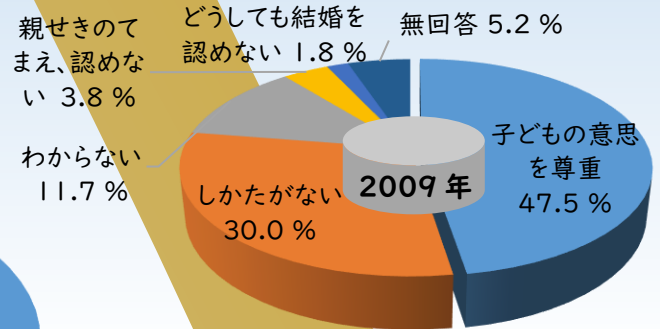
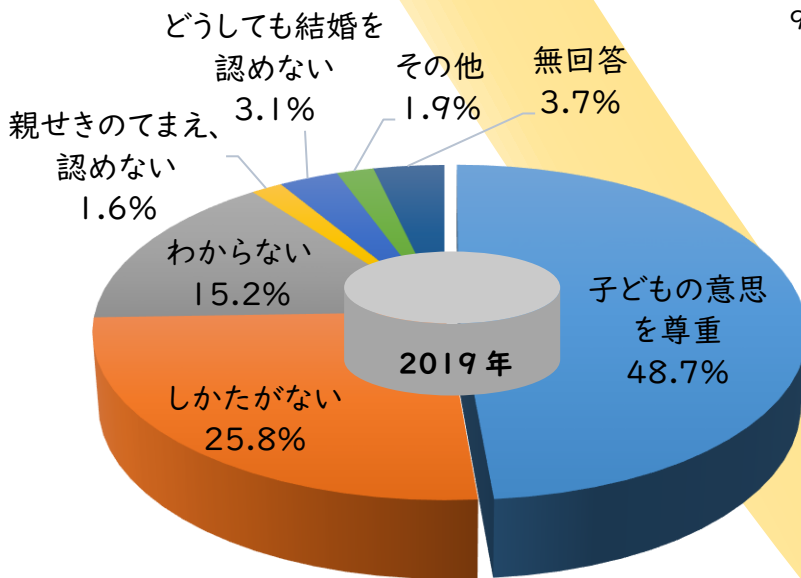
1922年3月、全国水平社の創立大会で、日本初の人権宣言と言われる「水平社宣言」が読み上げられ、満場一致で採択されました。この宣言は、すべての人が、あらゆる差別を受けることなく、人間らしく暮らしていける社会を望んだものでした。

しかしながら、部落差別は、水平社宣言から100年が経った今も存在します。近年は、インターネット上で差別を助長するような書き込みや、動画の投稿など、情報化の進展に伴って、新たな差別事象も発生するなど、今も多くの人たちが差別に苦しめられています。このような書き込みや動画投稿は、決して許されるものではありません。

市民一人ひとりが人権についての正しい認識を持ち、すべての市民の人権が尊重されるまちをめざします。

本人の意思を尊重し、
幸せな結婚ができる、
人権尊重のまちをめざ
します。

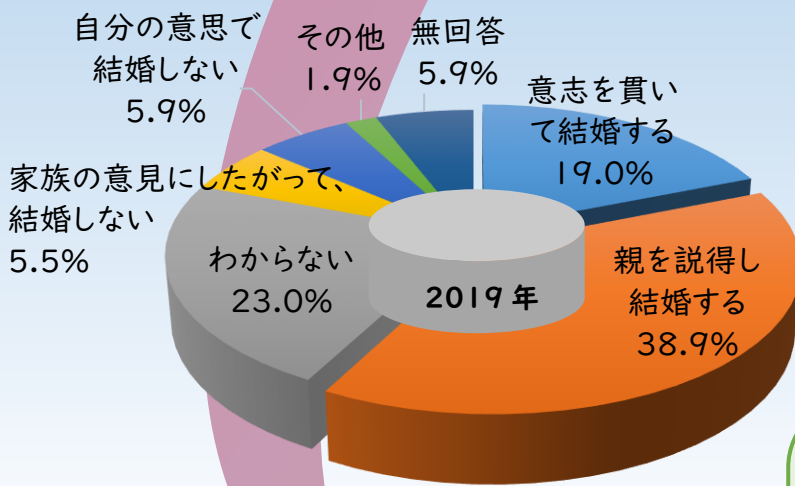
目標値：子どもの意思を尊重 100%



新居浜市が5年ごとに行っている、人権に関する意識調査のうち、ご自身の子どもの結婚と部落差別問題に関する質問に対する回答です。

このグラフは、新居浜市民1,000人を対象に調査した結果です。お子さんの結婚に対し、「子どもの意思を尊重する」と答えた方は2019年が48.7%で、最近10年ほどは数値が横ばいの状態です。

新居浜市では昭和40年代から人権教育が始まり、現在はこの数値が100%になることをめざして、人権のつどい日、地区別人権教育市民講座、お茶の間人権教育懇談会など、人権啓発、人権教育に取り組んでいます。



結婚を望む二人の意志が尊重される差別のない社会をめざします。

新居浜市が5年ごとに行っている、人権に関する意識調査のうち、自分たちの結婚に際し、家族の意見と部落差別問題に関する質問への回答です。

家族から反対を受けた場合でも「結婚する」との回答は57.9%でしたが、20歳代の回答では68.9%で、特に若い世代では意識の変化が見られます。

私たちの社会には、依然として家柄や出身などを重視する人がいますが、こうした考え方が、さまざまな差別を生む土壌ともなっています。しかし、私たちは、結婚を望む二人の意志が尊重される差別のない社会をめざしています。

結婚した二人に、同じように権利が保障され、自分たちらしく歩んでいけるよう、あたたかく見守る社会を築いていくことが大切です。

人権に関わる身元調査をなくしましょう

身元調査とは、結婚や就職のときなどに、本人に関する情報を、本人の知らないところで、調べることです。

新居浜市では、身元調査によって引き起こされる人権に関わる差別を防ぐため、日頃より問題意識をもち、問い合わせに応じないなど身元調査を「しない・させない・協力しない」取り組みを進めています。人権に関わる身元調査をなくし、お互いの人権が尊重される差別のないまちづくりをめざしましょう！



身元調査お断りステッカーを人権教育課で配布しています

～差別のない社会の実現をめざして～

2016（平成28）年には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。この法律は、すべての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、「部落差別は許されない」との認識の下に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

水平社創立から100年が過ぎた今、一人ひとりが「水平社宣言」の思いや「部落差別解消推進法」の意義を理解し、部落差別問題をはじめ、さまざまな人権問題を自分のこととしてとらえ、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現していきましょう。

**あらゆる垣根をこえて、
あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市を
みなさんとともに作りましょう！**

人権相談のご案内

人権相談（法務省）
「みんなの人権110番」
0570-003-110
<https://www.jinken.go.jp>

愛媛県人権啓発センター
089-941-8037

新居浜市市民環境部人権擁護課
0897-65-1243